

1 学校の方針

すべての生徒が安心して学校に通い、様々な活動に主体的に取り組み、有意義で充実した生活を送ることができるよう、本校は、いじめ防止に向けた平素からの指導体制を整備する。あわせて、いじめの未然防止及び早期発見に努めるとともに、いじめを認知した場合には、組織的かつ適切、迅速な対応により解決を図るため、「学校いじめ防止基本方針（いじめ防止全体計画）」を定める。

2 基本的な考え方

いじめについては、「いじめは、どの学級にも、どの学校にも起こり得る。」という認識を、すべての教職員が共有する。その上で、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むため、以下に示す指導体制を整備し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめ防止等に関する取組を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員及び心理等に関する専門的な知識を有する関係者により構成される教育相談体制や生徒指導体制などの校内組織を整備するとともに、関係機関との連携体制を整える。これらの体制の具体については、別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくい場所や場面で行われ、発見が遅れがちであることを踏まえ、その早期発見に向けて、生徒指導にかかる速報カードを導入し、早期発見と管理職への連絡、および組織対応を行う。あわせて、生徒対象の生活状況調査を毎月実施するとともに、チェックリスト等も効果的に活用する。教職員が生徒一人一人の些細な変化にも目を向け、いじめの早期発見に努める。

別紙2 チェックリスト

(2) 早期発見及び未然防止のための指導体制

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組を系統的かつ計画的に推進する。そのため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための具体的な取組、早期発見の在り方、ならびにいじめへの対応に関する教職員の資質向上を図る校内研修等を位置付けた年間の指導計画を、別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合、またはいじめを認知した場合には、速やかに生徒指導速報カードを認知者が学校長に提出す

る。関係教職員間での情報共有、ならびにいじめの事実確認を行うとともに、該当生徒への聞き取りや保護者対応を、役割分担をしながら迅速に行う。この際には、被害者の心情に寄り添い、また、行為を法的に判断しながら、場合によっては、警察や関係機関にも協力を求めながら、対応を行う。その具体的な対応手順については、別に定める。

別紙 4 組織対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき」であり、その判断に当たっては、いじめを受けている生徒の状況を踏まえて行うものとする。本校においては、例えば、身体に重大な傷害を負った場合や、金品等に重大な被害を被った場合などが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき」における「相当の期間」とは、ひと月において全欠席となった場合等である。この「期間」については、事案発生以前の生徒の欠席状況等も鑑みながら、校長が総合的に判断する。

さらに、生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったとの申立てがあった場合には、その内容を踏まえ、校長が重大事態に該当するかどうかを判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態に該当すると判断した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、教育委員会の指示を受けながら対応する。具体的には、学校に設置するいじめ対策委員会において事実の確認を行うとともに、必要に応じて、弁護士、精神科医、学識経験者、心理又は福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、かつ、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者を加えた組織を設置し調査を行う。また、いじめの側面について調査、分析をするとともに、事案が法律（とりわけ刑法）に反する行為である場合には、警察とも連携しながら、法に基づいた対応を行うこととする。

なお、事案の内容や状況に応じて、市が設置する重大事態に係る調査組織（第三者委員会）と連携し、又はその調査に協力するなど、適切に対応する。

5 その他

いじめ防止については、保護者や関係機関と連携した取組を行うことが重要である。「学校いじめ防止基本方針」についても、学校のホームページ等で公開するとともに、学校評議員会やPTA総会、三者懇談会、家庭訪問等、様々な機会を通じて、保護者や地域への情報発信し、理解を求める。生徒の人権感覚の涵養や自己有用感の高揚など、いじめの根本解決をめざす取組を大切にしながら、いじめを許さない学校をつくっていく。